

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鹿嶋市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

鹿嶋市長

## 公表日

令和5年1月31日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	国民健康保険に関する事務				
②事務の概要	<p>■事務概要            地方税法及び鹿嶋市国民健康保険税条例に基づき、国民健康保険被保険者(世帯主)に対して国民健康保険税を賦課している。            また、国民健康保険法及び鹿嶋市国民健康保険条例に基づき、国民健康保険被保険者に対して定められた給付を行っている。</p> <p>■特定個人情報ファイルを利用する事務</p> <p>①各種申請書の受理            ②所得の申告書に関する確認            ③賦課額算定における特別徴収対象者の確認            ④給付に関する証明書類等の交付            ⑤保険給付の支給            ⑥一部負担金の減免等の措置            ⑦保険給付の全部又は一部の支払差し止め措置            ⑧公金受取口座情報の取得</p>				
③システムの名称	国民健康保険システム、宛名管理システム、中間サーバー、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。)*国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。				
2. 特定個人情報ファイル名					
国民健康保険情報ファイル					
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一(第16、30の項)</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、第24条</li> </ul>				
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携					
①実施の有無	[ 実施する ] <table border="0" style="float: right;"> <tr> <td>&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 実施する</td> </tr> <tr> <td>2) 実施しない</td> </tr> <tr> <td>3) 未定</td> </tr> </table>	<選択肢>	1) 実施する	2) 実施しない	3) 未定
<選択肢>					
1) 実施する					
2) 実施しない					
3) 未定					
②法令上の根拠	<p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法 第19条第8号及び別表第二(第27、42、43、44、45の項)</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二の主務省令」という。) 第20条、第25条、第25条の2、第26条</li> </ul> <p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法 第19条第8号及び別表第二(第1、2、3、4、5、9、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、119の項)</li> <li>・別表第二の主務省令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3</li> </ul>				
5. 評価実施機関における担当部署					
①部署	健康福祉部 国保年金課				
②所属長の役職名	課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求					
請求先	健康福祉部 国保年金課 茨城県鹿嶋市大字平井1187番地1 0299-82-2911				
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	健康福祉部 国保年金課 茨城県鹿嶋市大字平井1187番地1 0299-82-2911				

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 橋本 正	課長 飯塚 俊行	事前	
平成29年6月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム, 宛名管理システム, 中間サーバー	国民健康保険システム, 宛名管理システム, 中間サーバー, 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。)*国保総合(国保集約)システムは, 国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と, 市区町村に設置される国保総合PCで構成される。	事前	
平成30年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 飯塚 俊行	課長 増田 由紀子	事前	
平成31年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一(第16, 30項)</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条及び第24条</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一(第16, 30の項)</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条, 第24条</li> </ul>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法 第19条第7号及び別表第二(第27, 42, 43, 44, 45項)</li> <li>・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二の主務省令」という。) 第20条第8号 第25条第1号, 第2号, 第3号, 第4号, 第5号, 第6号, 第8号, 第9号, 第10号, 第11号, 第12号, 第13号, 第14号, 第15号及び第16号</li> </ul> <p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法 第19条第7号及び別表第二(第1, 2, 3, 4, 5, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109項)</li> <li>・別表第二の主務省令 第1条第1号及び第2号イ 第2条第2号, 第3号イ, 第5号イ, 第6号イ, 第7号イ及び第12号イ 第3条第2号, 第3号イ, 第5号イ, 第6号, 第7号イ及び第8号イ 第4条第1号及び第2号イ 第5条第2号, 第3号, 第4号, 第5号及び第6号 第19条第1号イ, 第2号, 第3号, 第4号及び第5号 第20条第9号イ 第25条第3号イ, 第7号ロ及び第8号イ 第33条第1号 第43条第3号イ, 第5号ロ及び第7号 第44条第1号イ, 第2号, 第3号, 第4号及び第5号 第46条第1項第1号, 第2号, 第3号, 第4号, 第6号及び第7号</li> </ul>	<p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法 第19条第7号及び別表第二(第27, 42, 43, 44, 45の項)</li> <li>・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二の主務省令」という。) 第20条, 第25条, 第25条の2, 第26条</li> </ul> <p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法 第19条第7号及び別表第二(第1, 2, 3, 4, 5, 9, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 46, 58, 62, 78, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109, 119の項)</li> <li>・別表第二の主務省令 第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第5条, 第12条の3, 第15条, 第19条, 第20条, 第22条の2, 第24条の2, 第25条, 第31条の2, 第33条, 第41条の2, 第43条, 第44条, 第46条, 第49条, 第53条, 第55条の2, 第59条の3</li> </ul>	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 増田 由紀子	課長	事後	
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策	(なし)	(項目を追加)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法 第19条第7号及び別表第二(第27, 42, 43, 44, 45の項)</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二の主務省令」という。) 第20条, 第25条, 第25条の2, 第26条</li> </ul> <p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法 第19条第7号及び別表第二(第1, 2, 3, 4, 5, 9, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 46, 58, 62, 78, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109, 119の項)</li> <li>別表第二の主務省令 第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第5条, 第12条の3, 第15条, 第19条, 第20条, 第22条の2, 第24条の2, 第25条, 第31条の2, 第33条, 第41条の2, 第43条, 第44条, 第46条, 第49条, 第53条, 第55条の2, 第59条の3</li> </ul>	<p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法 第19条第8号及び別表第二(第27, 42, 43, 44, 45の項)</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二の主務省令」という。) 第20条, 第25条, 第25条の2, 第26条</li> </ul> <p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法 第19条第8号及び別表第二(第1, 2, 3, 4, 5, 9, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 46, 58, 62, 78, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109, 119の項)</li> <li>別表第二の主務省令 第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第5条, 第12条の3, 第15条, 第19条, 第20条, 第22条の2, 第24条の2, 第25条, 第31条の2, 第33条, 第41条の2, 第43条, 第44条, 第46条, 第49条, 第53条, 第55条の2, 第59条の3</li> </ul>	事後	
令和5年1月31日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事業の概要	<p>■事務概要</p> <p>地方税法及び鹿嶋市国民健康保険税条例に基づき, 国民健康保険被保険者(世帯主)に対して国民健康保険税を賦課している。</p> <p>また, 国民健康保険法及び鹿嶋市国民健康保険条例に基づき, 国民健康保険被保険者に対して定められた給付を行っている。</p> <p>■特定個人情報ファイルを利用する事務</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①各種申請書の受理</li> <li>②所得の申告書に関する確認</li> <li>③賦課額算定における特別徴収対象者の確認</li> <li>④給付に関する証明書類等の交付</li> <li>⑤保険給付の支給</li> <li>⑥一部負担金の減免等の措置</li> <li>⑦保険給付の全部又は一部の支払差し止め措置</li> </ol>	<p>■事務概要</p> <p>地方税法及び鹿嶋市国民健康保険税条例に基づき, 国民健康保険被保険者(世帯主)に対して国民健康保険税を賦課している。</p> <p>また, 国民健康保険法及び鹿嶋市国民健康保険条例に基づき, 国民健康保険被保険者に対して定められた給付を行っている。</p> <p>■特定個人情報ファイルを利用する事務</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①各種申請書の受理</li> <li>②所得の申告書に関する確認</li> <li>③賦課額算定における特別徴収対象者の確認</li> <li>④給付に関する証明書類等の交付</li> <li>⑤保険給付の支給</li> <li>⑥一部負担金の減免等の措置</li> <li>⑦保険給付の全部又は一部の支払差し止め措置</li> <li>⑧公金受取口座情報の取得</li> </ol>	事前	